

高齢者虐待について

さいたま市
福祉局長寿応援部
介護保険課



高齢者虐待について

○ 養護者による高齢者虐待

「養護者」とは

→ 高齢者を現に養護する者で、養介護施設従事者等以外の者

○ 養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設従事者等」とは

→ 養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者

「養介護施設」

(老人福祉法)

老人福祉施設 有料老人ホーム

(介護保険法)

介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設

介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設

地域包括支援センター

「養介護事業」

(老人福祉法)

老人居宅生活支援事業

(介護保険法)

居宅サービス事業 地域密着型サービス事業

居宅介護支援事業 介護予防サービス事業

地域密着型介護予防サービス事業

介護予防支援事業 第1号事業

養護者等による高齢者虐待

- 1 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

養介護施設従事者等による高齢者虐待

- 1 養介護施設従事者等は、業務に従事している施設において、従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 6 養介護施設従事者等は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

通報先

○ 養護者等による高齢者虐待の通報先

各区役所高齢介護課高齢福祉係
または
地域包括支援センター

○ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報先

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

TEL 048-829-1265

FAX 048-829-1981

E-mail kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp

養介護施設従事者等による高齢者虐待の具体例

1 身体的虐待

(1) 暴力的行為

- ① 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ② ぶつかって転ばせる。
- ③ 刃物や器物で外傷を与える。
- ④ 入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ⑤ 本人に向けて物を投げつけたりする。

(2) 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ① 医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ② 介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ③ 車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ④ 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の具体例

1 身体的虐待

(3) 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の具体例

2 介護・世話の放棄・放任

(1) 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

- ① 入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ② 褥瘡ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- ③ おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ④ 健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ⑤ 健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
- ⑥ 室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の具体例

2 介護・世話の放棄・放任

(2) 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為

- ① 医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ② 処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。

(3) 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為

- ① ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ② 必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。

(4) 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置

- ・ 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。

3 心理的虐待

(1) 威嚇的な発言、態度

- ① 怒鳴る、罵る。
- ② 「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言ひ脅す。

(2) 侮辱的な発言、態度

- ① 排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- ② 日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。
- ③ 排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ④ 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。

3 心理的虐待

(3) 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- ① 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
- ② 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- ③ 話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ④ 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ⑤ 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。

(4) 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- ① トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ② 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。

3 心理的虐待

(5) 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ① 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ② 理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ③ 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。

(6) その他

- ① 車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ② 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ③ 入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ④ 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ⑤ 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。

4 性的虐待

- **本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要**
 - ① 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
 - ② 性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
 - ③ わいせつな映像や写真をみせる。
 - ④ 本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
 - ⑤ 排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままに放置する。
 - ⑥ 人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。

5 経済的虐待

- **本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること**
 - ① 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
 - ② 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
 - ③ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
 - ④ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

高齢者虐待と認定された事例

さいたま市における高齢者虐待事案について

令和4年度は17事業所35件の事案を高齢者虐待と認定し、県及び厚生労働省へ報告を行いました。

内訳は、身体的虐待が17件、介護等放棄が3件、心理的虐待が15件、性的虐待が1件、経済的虐待が0件でした。（複合的虐待あり）

《過去にさいたま市内で発生した高齢者虐待事案》

◎虐待行為が意図的か非意図的かに関係なく虐待になり得ます。

●身体的虐待

- ・ 頻回コールによる苛立ちで、被虐待者の臥床誘導時に顔面強打。
- ・ おむつ弄りをするので、布団で体を巻いていた。
- ・ 自室から出られないようドアノブを紐で固定。

●介護等放棄

- ・ 排せつ介助時、尿、便がおむつから漏れた時、汚れないようズボンを下ろし数時間放置。

●心理的虐待

- ・ 体形を揶揄するような渾名で呼んでいた。
- ・ 業務多忙により、入居者の行動を否定するような声掛けをした。

●性的虐待

- ・ 1人入浴介助時の異性に対する性的欲求による入浴介助中の陰部接触。